

## 所得計算表

### 手順1 所得を計算する

(1) 給与所得のみの場合（別紙2（表1）を参照）

父母ともに給与所得者の場合は、給与収入金額が多い方に表1の給与所得控除額算定式Aを適用し、少ない方にBを適用する。父母の一方のみが給与所得者の場合はAを適用する。

・父の給与収入 <input style="width: 100%;" type="text"/> (万円未満切り捨て)	-	算定式A又はBで算出した控除額 <input style="width: 100%;" type="text"/> (万円未満四捨五入)	=	控除後の父の給与所得 <input style="width: 100%;" type="text"/> 万円
・母の給与収入 <input style="width: 100%;" type="text"/> (万円未満切り捨て)	-	算定式A又はBで算出した控除額 <input style="width: 100%;" type="text"/> (万円未満四捨五入)	=	控除後の母の給与所得 <input style="width: 100%;" type="text"/> 万円
				@父母の合算 <div style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">                     万円                 </div>

(2) 給与所得以外の場合（農業・不動産等）

・父の農業等所得 (万円未満切り捨て)	<input style="width: 100%;" type="text"/> 万円	←複数の所得がある場合は合算してください。 例 農業所得：200万円 + 不動産所得：50万円 = 250万円
・母の農業等所得 (万円未満切り捨て)	<input style="width: 100%;" type="text"/> 万円	@父母の合算 <div style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">                     万円                 </div>

※給与所得と給与所得以外の両方の収入がある場合

給与所得は(1)の方法で、給与所得以外の所得は(2)の方法で所得を算出し、合算してください。(a+b)

### 手順2 特別控除額を計算する（別紙2（表2）を参照）

特別控除の該当する項目（ア～キ）に金額を記入し、合計を計算してください。

ア 母子家庭・父子家庭	万円	オ 主たる家計支持者の別居 (続柄)	万円
イ 就学者（本人を除く。）	万円	カ 災害	万円
ウ 障害者（ 級）	万円	キ 本人を対象とする控除	74万円
エ 長期療養者	万円	ア～キ 合計	◎ 万円

### 手順3 収入基準額と比較する（別紙2（表3）を参照）

父母の所得の合算 - 特別控除額 = 認定所得金額 ≤ 収入基準額

@+b 万円	-	c 万円	=	認定所得金額 万円	≤	収入基準額 万円
-----------	---	---------	---	--------------	---	-------------

収入基準額以下である必要があります。

表1 給与所得控除額算定式A・B

給与所得控除額算定式A

年間給与収入金額	控除額
400万円以下	年間給与収入金額×0.2+214万円
※年間給与収入金額が268万円未満の控除額は年間給与収入金額と同額	
400万円を超え781万円以下	年間給与収入金額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

給与所得控除額算定式B

年間給与収入金額	控除額
65万円以下	年間給与収入金額と同額
65万円を超え180万円以下	年間給与収入金額×0.4 (ただし、控除額が65万円未満の場合は65万円)
180万円を超え360万円以下	年間給与収入金額×0.3+18万円
360万円を超え660万円以下	年間給与収入金額×0.2+54万円
660万円を超え1,000万円以下	年間給与収入金額×0.1+120万円
1,000万円を超え1,500万円以下	年間給与収入金額×0.05+170万円
1,500万円を超える場合	245万円

表2 特別控除額表

区分	控除の事由	特別控除額			
A 世帯を 対象と する 控除	ア 母子・父子世帯であること	99万円			
	イ 就学者のいる世帯であること (就学者1人につき)	小学校	31万円		
		中学校	46万円		
		区 分		自宅通学	自宅外通学
		高等学校	国・公立	39万円	69万円
			私 立	88万円	118万円
		高等専門学校	国・公立	1～3年次 39万円	69万円
			私 立	1～3年次 88万円	118万円
		大 学	国・公立	4～5年次 43万円	72万円
			私 立	4～5年次 87万円	116万円
		専修学校	国・公立	74万円	121万円
	私 立		133万円	180万円	
	高 等 課 程		国・公立 39万円	69万円	
	ウ 障害のある人がいる世帯であること	障害のある人1人につき	99万円		
	エ 長期療養者のいる世帯であること	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額			
オ 主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別に支出している年間金額 ただし、71万円を限度とする				
カ 震災・風水害・火災その他の災害または盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって、支出増または収入減になると認められる年間金額				
象B とす 本人 控除 対象	キ 本人を対象とする控除	74万円			

表3 収入基準額表

世帯人員	収入基準額 (円)
1人	1,390,000
2人	1,980,000
3人	2,120,000
4人	2,290,000
5人	2,390,000
6人	2,500,000
7人	2,620,000
8人以上の場合	1人増すごとに 120,000円を、世帯人員7人の収入基準額(2,620,000円)に加算

- 備考 1 A欄の「(イ)就学者のいる世帯であること」による控除は、申込者を除く世帯員を対象とする。  
 2 A欄の「(イ)就学者のいる世帯であること」の大学には、短期大学・大学院を含む。  
 3 A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。  
 4 申込時において、子供が2人を超える世帯については、その超える人数につき、B欄の該当する控除額に50万円を加えた額を乗じた額をさらに控除できることとする。  
 注) A欄の「(ウ)障害のある人がいる世帯であること」による控除は、申込者も含む。

<奨学資金給付(貸与)申請書の特別控除欄への記入について>

- 控除の事由で該当する項目(ア～キ)を特別控除欄に記入してください。 ※複数選択可  
 注) B欄の(キ)本人に対する控除は申請者全員が対象です。(キ)は必ず全員記入してください。